

令和7年度子育て総合支援事業（大学等進学促進事業・宮古教室）に係る企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください

次のとおり企画提案書を募集するので広告します。

令和7年2月19日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 委託事業名

令和7年度子育て総合支援事業（大学等進学促進事業・宮古教室）業務委託

2 事業目的

大学・短大・専門学校等へ進学する希望や将来の具体的な目標を持ちながらも、経済的に厳しい状況におかれ、学習塾に通うことが困難な高校生に対する学習支援をすること等により、上級学校への進学を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

3 企画提案募集の要件

「令和7年度子育て総合支援事業（大学等進学促進事業・宮古教室）業務委託企画提案仕様書」（以下、「企画提案仕様書」という。）による。

4 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（予定）

5 委託契約見積限度額

12,974,500円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※この募集要領は、令和7年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和8年度及び令和9年度も同事業の実施を予定していることから、令和7年度から令和9年度の3か年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保障するものではない。

6 応募方法等

(1) スケジュール

令和 7 年 2 月 19 日（水）	企画提案公募及び質問受付開始
令和 7 年 2 月 27 日（木）12 時必着	質問事項受付締切
令和 7 年 3 月 4 日（火）16 時必着	参加申込締切
令和 7 年 3 月 6 日（木）16 時必着	企画提案書提出締切
令和 7 年 3 月 18 日（火）※予定	選定審査会
令和 7 年 4 月 1 日以降、選定結果通知及び見積提出・契約締結予定	

(2) 質問事項受付期間

- ア 受付期間：公募開始から令和 7 年 2 月 27 日（木）12:00 まで（必着）
- イ 質問方法：質問票【様式 5】を F A X 又はメールで提出すること（受信確認必要）。
- ウ 質問に対する回答：県こども家庭課ホームページに掲示する。
最終回答は、令和 7 年 3 月 3 日（金）17 時までに行う。

(3) 参加申込

- ア 申込期限：令和 7 年 3 月 4 日（火）16：00（必着）
- イ 提出書類：参加申込書【様式 1】
会社概要【様式 2】
過去の業務実績一覧【様式 2－2】
※共同企業体での応募の場合は、構成予定者すべてについて【様式 2】及び【様式 2－2】を提出すること。共同企業体協定書提出までに追加での提出可。
- ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）
※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(4) 企画提案書

- 提出期限：令和 7 年 3 月 6 日（木）16：00（必着）
- 提出書類：ア 企画提案応募申請書【様式 3】
イ 宣誓書【様式 4】
※共同企業体での応募の場合は、構成者すべてについて提出すること。
- ウ 企画提案書

企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を用意にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。また「企画提案仕様書」の「6 委託内容」「7 実施方法」を参照すること。

※A 4・表紙を除く 20 頁以内とし、片面印刷とすること。

(ア) 提案概要

(イ) 沖縄県内での大学等進学に係る学習支援実績【様式 2-2】

(ウ) 業務の実施方法

※ 教室の場所を示すこと。

※「企画提案仕様書」の「6 委託内容」のうち「(9) その他、学習支援の企画提案」は分けて記載すること。

(エ) 業務の実施体制・講師等へのフォロー体制

(オ) 業務スケジュール

エ 経費見積書【様式 6】「企画提案仕様書」の「8 経費の見積」を参照

オ 共同企業体協定書（該当の場合のみ）【様式 7】

提出部数：共同企業体協定書については 1 部、その他については各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

提出方法：提出書類ア～エをセットにして左端をホチキス等で綴り（A 4 長辺側を穴あけ）、オは別綴りとすること。持参又は郵送により提出。（到着確認が可能な手段をとること。提出期限必着）

※提出期限後の提出書類の変更、追加は認めない。

7 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（※ 1）に規定する者に該当しないこと。

（※ 1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 提出書類の受付期間において、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (3) 指名停止措置を受けている者、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記 1 に掲げる業務委託の内容及び経理処理を的確に実施できる能力を有すること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県本島内に本店又は支店等を設置し、業務委託の実施に当たっては教室に職員が常駐させ、学習支援や相談が行える者であること。
- (10) 沖縄県内で、大学等進学に係る学習支援に実績のある者。
- (11) 今回の委託に際して、主として本業務委託に従事する正副 2 名以上の担当者を割り当て、本業務委託に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)から(8)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(9)，(10)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体で、応募資格(11)の要件を満たす者であること。
 - オ 共同企業体の構成員として企画提案参加申込みを行う場合は、他のコンソーシアムの構成員及び単体企業等として重複参加する者でないこと。

カ 共同企業体の代表者は、委託事業完了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

8 審査

(1) 審査方法：

ア 沖縄県こども未来部に設置される企画提案選定委員会で総合的に審査し、委託候補者を1者選定する。

※応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。

イ 企画提案書の提出後、必要があれば県担当者によるヒアリングを行う。

(2) プレゼンテーション：

ア 提出した企画提案書に基づき説明すること。資料の追加配布や企画提案書の差し替え及びプロジェクタ投影を不可とする。

イ 会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーションを行う。なお、応募状況によって各々の持ち時間を変更する場合がある。

ウ 提出書類等の返却は行わない。

エ 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(3) 選定委員会開催予定日：令和7年3月18日（火）※予定

※募集締切後に参加者に対し、別途日時と場所を連絡する。

(4) 審査結果の通知：令和7年4月上旬に申請書を提出した者に対して、文書で通知する。

(5) 委託契約の締結時期：令和7年4月上旬（予定）

9 委託契約について

(1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行う。また、委託業務の内容や積算の費目等は、諸事情により変更することがある。

(2) 契約締結の手続き

ア 委託候補者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

ウ 契約締結の際は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

【沖縄県財務規則（抜粋）】

第 101 条 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)～(12) 略

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画提案選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、県の下承を得なければならない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1 事業者（1 共同企業体）当たり、提案は 1 件とする。
- (5) 虚偽の記載又は募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 企画提案に当たって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、企画提案者が、当該法人等から下承を得ること。
- (9) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保障

するものではない。

(10) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

(11) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

11 提出、問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁3階)

沖縄県こども未来部こども家庭課(砂川、平敷、奥平)

TEL 098-866-2174／ FAX 098-868-2402

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp